

衆議院情報監視審査会 令和元年年次報告書（概要）

令和元年年次報告書の全体像

編集方針

本報告書の起草にあたり、政府の不開示情報については記載しないこととする一方、国民の知る権利に資する観点から可能な限り「公表できることは公表する」との方針の下、質疑・応答の形式を用いるなど、分かりやすい形で編集を行った。

対象期間等

対象期間：平成31年2月1日～令和2年1月31日
審査会開会数：12回（手続的な事項のみを協議した回を含む）

調査 (主な調査事項)

■ 特定秘密保護制度全般

- ・ 宮腰国務大臣から国会報告について説明聴取
- ・ 内閣情報調査室から国会報告に関する補足説明及び質疑
- ・ 独立公文書管理監から説明聴取及び質疑

■ 平成30年「政府に対する意見」（審査会意見）に対する対応状況

- ・ 関係行政機関から、平成30年審査会意見に基づき講じた措置等について説明聴取

■ 各行政機関における特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況

- ・ 指定行政機関のうち、実際に特定秘密を指定している11行政機関から説明聴取及び質疑
- ・ 国家安全保障会議（4大臣会合）の議論の内容等について、更に深堀調査
- ・ 5機関（内閣情報調査室、警察庁、出入国在留管理庁、公安調査庁及び外務省）に対し、テロ関連情報の取扱いについて、更に深堀調査

■ 参考人からの意見聴取及び質疑

- ・ 平成30年年次報告書について、3名の有識者から意見聴取及び質疑

[参考人]：米村敏朗君（元警視総監）、五百旗頭真君（公立大学法人兵庫県立大学理事長）、三宅弘君（弁護士）

審査

委員会等からの審査の要請等がないため、行われなかった。（平成26年12月の審査会設置以来、要請等なし）

政府に対する意見

- 政府に対する意見として、**7項目**を提示
- 本意見に対し、政府が具体的な対応を行わない場合、必要に応じて国会法第102条の16第1項に基づく勧告を行うものとする。

各行政機関からの説明聴取及び質疑を踏まえた深堀調査

I 国家安全保障会議の議論の内容等

1. 調査に至った経緯

- 政府より、4大臣会合は、その審議の性質上、政府最高首脳間で率直な議論を行うことが求められており、その議論の内容は他に類を見ないほど機密性の高いものであり、議事録を提示することは、困難との答弁
- 審査会より、4大臣会合の議論の内容等について具体的な事例に基づく説明を求めたところ、可能な限り対応するとの答弁があり、当該調査を行うに至った。

2. 説明概要

- 説明聴取を行った行政機関
内閣官房（国家安全保障局）
- 説明を受けた具体的事例
平成30年5月8日に開催された「インド太平洋情勢について」を議題とした4大臣会合
議題となった案件の詳細については、[不開示情報]

3. 主な質疑

- ✓説明を受けた案件が国家安全保障会議で扱われた理由
- ✓当該会議の情報を共有する省庁の範囲
- ✓4大臣会合の議論の内容における特定秘密の該当部分
- ✓各省庁に提供された特定秘密（会議の結論部分）の各省庁における具体的な管理方法
- ✓平成30年に開催された4大臣会合の議論の結論のうち、特定秘密として指定された会合

II テロ関連情報の取扱いについて

1. 調査に至った経緯

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を控え、テロの発生が懸念されることから、テロ関連情報（特定秘密を含む）の取扱いについて、審査会として確認する必要がある。
- 各指定行政機関に当該情報の取扱いについて質疑を行ったが、限られた時間では十分な説明が得られなかったため、テロ関連情報を取扱う5機関に対し、改めて説明を聴取し、質疑を行うこととなった。

2. 説明概要

- 説明聴取を行った行政機関
内閣情報調査室、警察庁、出入国在留管理庁、公安調査庁及び外務省
- 説明を求めた主な関心事項
 - ・入手したテロ関連情報の管理方法
 - ・情報の収集から共有、活用に至るまでの流れの明確化
 - ・テロの態様別の各省庁間等の連携、役割
 - ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた政府の情報収集体制 等

3. 主な質疑

- ✓東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えた警察庁の情報収集体制及びテロ関連情報の収集状況
- ✓出入国在留管理庁におけるテロ対策ユニットの有無及び同庁のテロ関連の特定秘密の保有状況
- ✓公安調査庁におけるテロ関連情報（特定秘密を含む）を他省庁と共有する場合の仕組み
- ✓海外での国際テロ事件における外務省と警察庁の役割分担及び国際テロ情報収集ユニットが収集した情報を関係省庁と共有する仕組み

令和元年「政府に対する意見」(審査会意見)

1 運用基準の見直し関係

運用基準の見直しにつき、当審査会からの意見に加え、パブリック・コメント等により国民の意見も考慮した上で内容を見直し、その結果を当審査会に報告すること。

(参考) 運用基準に盛り込むべき事項 (平成30年審査会意見の概要)

以下の指摘事項について、運用基準に盛り込むことを検討し、その結果を当審査会に報告すること。

- ① 特定秘密の名称の付け方について、現在よりも詳細な分類且つ具体的な表記とし、そのうち行政機関横断的な事項についてはある程度統一したものとする
- ② 行政文書不存在の特定秘密関係として、いわゆる「あらかじめ指定」を行う場合の厳格な要件を定めること。また、指定管理簿にその旨記載するなど記録に残すための措置を講ずること
- ③ 作成から30年を超える特定秘密文書の管理における厳格な手続きを定めること
- ④ 独立公文書管理監の活動状況を審査会に報告すること
- ⑤ 独立公文書管理監の検証・監察に関し、以下の業務を追加・明文化すること
 - ・ 各行政機関による特定秘密文書の保存期間の判断の妥当性を検証する業務
 - ・ 保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄に対する検証・監察業務
 - ・ 保存期間満了時の措置の検証・監察の際に歴史についても識見の高い専門家からも意見聴取するプロセス

2 特定秘密の指定の在り方関係

内閣情報調査室は、各行政機関における特定秘密の指定要件の該当性判断が政府として統一的になされているか、法施行から5年を迎えたのを契機として改めて精査すること。さらに、各行政機関においては、指定の対象情報の整理に努めること。また、独立公文書管理監は、特定秘密の指定の検証・監察の際に、各行政機関における特定秘密の指定要件の該当性判断が政府として統一的になされているかという観点からも実施するよう努めること。

3 テロ関連情報の収集関係

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を控え、政府全体としてテロ関連情報の収集・管理には万全を期すとともに、特定秘密に指定すべき情報の入手、提供等があった場合には、適切に指定すること。また、テロ対策に遺漏のないよう情報共有の在り方にも留意すること。

4 保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄関係

保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄状況を、国会報告における特定行政文書ファイル等の廃棄状況の項目に記載することを検討すること。

5 独立公文書管理監関係

- (1) 運用基準の見直しを契機として、同基準において定められている独立公文書管理監の具体的な権限について、将来的に、法律において定めることを検討すること。
- (2) 「特定行政文書ファイル等にすべきものの存否」に関する検証・監察については、実施件数を増やし知見を深め手法を確立する等、実効性向上に向けた取組を更に継続すること。また、特定秘密に指定すべき情報が意図的に外されていないかとの観点から実施されるものについても同様に実効性向上に向け取り組むよう努めること。

6 当審査会への対応状況関係

- (1) 政府においては、当審査会の調査に関し、特定秘密の指定等の適正性を説明する過程において必要がある場合は、特定秘密以外の不開示情報についても、積極的に説明するよう努めること。
- (2) 外務省においては、ニード・トゥ・ノウの原則に最大限配慮しつつも、省全体の特定秘密を統括的に把握し説明できる部局を定めるよう検討を行い、対応を見直すこと。

(※) ニード・トゥ・ノウの原則とは、「情報は知る必要がある者にのみ伝え、知る必要のない者には伝えない。」という原則

7 特定秘密の管理関係

特定秘密文書を誤って廃棄した事案や、可搬記憶媒体のデータが毀損した事案が見られたことから、各行政機関においては特定秘密の管理体制を改めて検証の上、必要と認めた場合は管理体制を見直すこと。

平成30年「政府に対する意見」（審査会意見）への政府の主な対応状況

平成30年審査会意見3「保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄関係」

■ 当審査会において注視してきた特定秘密文書の廃棄に関し、昨年に引き続き、各行政機関に対し「平成30年中に廃棄された保存期間1年未満の特定秘密文書件数」を、以下の2類型に基づき報告することを求めた。それらを集計し、取りまとめたものが次の表である。

- ①平成29年に内閣情報調査室が作成した類型（平成29年提出資料の類型）
- ②平成29年に改正された「行政文書の管理に関するガイドライン」に基づく類型（改正ガイドラインの類型）

①平成29年提出資料の類型に基づく分類

類型	文書の廃棄を問題なしとする理由	該当省庁	廃棄件数		
1 別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の写し	(1) 別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の媒体・言語の変更を伴わない複製文書	複製	438,105		
		内閣官房		28,003	
					外務省
					防衛省
(2) 別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の媒体・言語のみが変更された文書	媒体・言語の変更であり、元となる行政文書は存在する	内閣官房	2,765		
		警察庁			
		公安調査庁			
(3) 別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の内容の全部又は一部が転記された文書	他の行政文書に廃棄した行政文書の内容が含まれる	内閣官房	399,615		
		防衛省			
(4) 他の行政機関が引き続き保管している文書	他の行政機関に行政文書が存在しており、廃棄した行政文書の内容を把握できる	内閣官房	7,722		
		警察庁			
		外務省			
		防衛省			
2 別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の素材	別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書に吸収された内容が記された文書	他行政機関が引き続き保管している文書	15,056		
		吸収した行政文書から廃棄した文書の内容を把握できる			
3 暗号関係	一定の期間ごとに作成・変更される暗号化及び暗号の解読に必要な情報を記録する文書	数字の羅列であり、行政文書自体に歴史性がない	3,081		
		内閣官房			
		防衛省	3,081		

合計 456,242 件

(政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局作成)

②改正ガイドラインの類型に基づく分類

ガイドラインの類型	廃棄件数
1 別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し	436,616
2 定型的・日常的な業務連絡、日程表等	2,682
3 出版物や公表物を編集した文書	0
4 ○○省の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答	0
5 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書	0
6 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書	16,214
7 保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書	730
8 新ガイドラインの類型（上記1～7）に該当しない文書	0

合計 456,242 件

※ 保存期間1年未満の特定秘密文書を廃棄した行政機関は、内閣官房、警察庁、公安調査庁、外務省、防衛省及び防衛装備庁の6機関であった。

(政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

平成30年審査会意見4「作成から30年を超える特定秘密文書関係」

- 防衛省より、審査会の指摘を踏まえ、省内で再検討を行った結果、作成から30年を超える特定秘密文書63件中62件については、歴史公文書等に該当するものと考えられることから、保存期間満了時の措置を移管に変更することとして手続き中であること、また、残りの1件については、既に使用していない特定秘密文書の件名等が記載された帳簿であるため、移管対象である歴史公文書等には該当しないものとして、廃棄が適当であると判断したとの説明があった。